

山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少し、経営に支障が生じている町内事業者に対して、山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金を交付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。

2 本助成金の交付については、山北町補助金交付規則（昭和62年山北町規則第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす事業者とする。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に規定する中小企業者又はその他法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号に規定する普通法人で中小企業者に該当しない者を除く法人をいう。）のうち、町内に事務所又は事業所を有するもの。ただし、町長が別に定める事業者は除くものとする。

(2) 事業継続のための意思を有しているもの。

(3) 町税及び使用料等に滞納がないもの。

(4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が山北町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないもの。

(5) この要綱により、令和3年度中に既に支援金の交付をうけていないもの。

(6) 山北町以外の市区町村が交付する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少し、経営に支障が生じている事業者向けの助成金、支援金、その他これに類する金銭の交付をうけていないもの。

(7) 令和3年4月1日以前から事業を開始しているもの。

(交付要件)

第3条 交付の対象となる要件は、令和3年1月から6月までのいずれか1か月における売上高が、前年同月又は前々年同月の売上高より20%以上減少していること。なお、前年同月に事業を行っておらず売上がない場合には、開業した月から申請対象月の前月までの期間のうち、連続した3か月以内の売上平均額を比較する。

(助成額)

第4条 助成金の額は、次の各号により算出した額とする。

(1) 法人にあつては、20万円を超えない範囲で対象月と比較した月の属する事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いた金額。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(2) 個人にあつては、10万円を超えない範囲で対象月と比較した月の属する事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いた金額。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、令和3年8月31日までに町長に提出するものとする。

(1) 対象月と比較した月の属する事業年度の確定申告書の写し及び月ごとの売上額がわかる書類

(2) 対象月における売上額がわかる帳簿等の写し

(3) 履歴事項全部証明書（法人のみ）

(4) 身分証明書の写し（個人のみ）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(警察本部等への確認)

第6条 町長は、必要に応じて申請者について、第2条第4号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 町長は、必要があるときは申請者の課税及び収納状況について、官公署に対して確認を行うことができる。

3 町長は、必要があるときは第2条第6号の該当の有無を申請者の事務所又は事業所を有する市区町村長に対して確認を行うことができる。

(交付又は不交付の決定及び通知)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付を決定し、山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金交付決定通知書(第2号様式)又は山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金不交付決定通知書(第3号様式)を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条で交付の決定を受けた申請者は、山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金請求書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、申請者の偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金交付要綱の規定は、令和2年5月19日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。